

資料23 市町村分別収集計画（第3期：15年度～19年度）の概要  
（市町村組合一覧表）

平成16年6月現在

市町村名 一部事務組合名	分別収集実施予定										
	特定分別基準適合物 (特定事業者にリサイクル義務のある容器包装)							容器包装リサイクル法第2条第6項指定物 (特定事業者にリサイクル義務が生じない容器包装)			
	ガラスびん			その他紙	PET	その他プラ		スチール	アルミ	段ボール	紙パック
	無色	茶色	その他			トレイ					
開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	開始年度	
京都市	H9	H9	H9	×	H9	H14	←	H9	H9	×	H9
福知山市	H9	H9	H9	(H15)	H14	H15	(H15)	H9	H9	H12	H9
舞鶴市	H10	H9	H10	(H15)	H10	H12	←	H9	H9	H12	H15
綾部市	H9	H9	H9	×	H12	×	H12	H9	H9	H12	H9
宇治市	H9	H9	H9	×	H9	H13	←	H9	H9	H12	H9
宮津市	H9	H9	H9	H14	H9	H14	←	H9	H9	H12	H9
亀岡市	H9	H9	H9	×	H12	×	(H15)	H9	H9	H15	(H15)
城陽市	H9	H9	H9	×	H9	H13	←	H9	H9	H14	H9
向日市	H9	H9	H9	×	H11	H13	←	H9	H9	(H18)	H14
長岡京市	H9	H9	H9	×	H11	H13	←	H9	H9	H14	H14
八幡市	H9	H9	H9	×	H9	H13	←	H9	H9	(H15)	H9
京田辺市	H10	H10	H10	(H19)	H10	×	H15	H10	H10	(H15)	H9
京丹後市	H16	H16	H16	(H16)	H16	H16	(H16)	H16	H16	H16	H16
大山崎町	H9	H9	H9	×	H11	H13	←	H9	H9	×	×
久御山町	H9	H9	H9	×	H9	H13	←	H9	H9	H14	H9
井手町	H9	H9	H9	×	H9	H13	←	H9	H9	H12	H9
宇治田原町	H9	H9	H9	×	H10	H13	←	H9	H9	H12	H10
山城町	H9	H9	H9	H12	H9	H12	H12	H9	H9	H12	H9
木津町	H9	H9	H9	H12	H9	H12	←	H9	H9	H12	H9
加茂町	H9	H9	H9	(H15)	H11	H15	←	H9	H9	H12	H12
笠置町	H11	H11	H11	H15	H11	H15	←	H9	H9	H12	H15
和束町	H11	H11	H11	(H15)	H11	H15	(H15)	H9	H9	H14	H15
精華町	H9	H9	H9	(H16)	H9	H12	←	H9	H9	H12	H9
南山城村	H11	H11	H11	(H15)	H11	H15	(H15)	H9	H9	H14	H15
船井郡衛生管理組合 (京北町、美山町、園部町、 八木町、丹波町、日吉町、 瑞穂町、和知町)	H9	H9	H9	×	H10	H14	←	H9	H9	H12	H10
天田地方じんあい処理組合 (三和町、夜久野町、大江町)	H9	H9	H9	(H15)	H12	H15	H12	H9	H9	H14	H14
加悦町	H9	H9	H9	H14	H9	H14	H12	H9	H9	H12	H9
岩滝町	H9	H9	H9	H14	H9	H14	←	H9	H9	H12	H9
伊根町	H12	H12	H12	H14	H12	H14	H13	H9	H9	H15	H15
野田川町	H9	H9	H9	H15	H9	H14	H12	H9	H9	H12	H9
19年度計画市町村数合計	39	39	39	19	39	36	14	39	39	37	38

(注) 京都府分別収集促進計画上の「分別」とは、市町村が数値を把握しているもので毎月の分別収集報告をしているものであり、分別の実態はあるが数値報告されていないものは分別実施のカウントをしていない。

(凡例)   分別収集実施済み。開始した年度を記載。

  平成16年6月現在で分別収集を実施していないが、第3期計画期間内において実施を計画するもの。  
( )内は実施予定年度を記載。

← トレイのみの分別収集は実施せず、トレイをその他プラスチックに含めて分別収集する。

× 分別収集を実施しないもの。